

【重要】博士後期課程及び3年制博士課程の出願資格について、次のように変更します。

(新)	(旧)
<p>出願資格詳細</p> <p>A. 出願資格審査を要しない者</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)学校教育法施行規則第156条第5号の規定による外国の学校等において、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者</u></p> <p>B. 出願資格審査を要する者</p> <p>(8)文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号。(注1)及び(注3)参照)</p> <p>(9)本学の大学院において行う個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの及び平成25年(2013年)3月までに24歳に達するもの((注2)及び(注3)参照)</p>	<p>出願資格詳細</p> <p>A. 出願資格審査を要しない者</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>B. 出願資格審査を要する者</p> <p>(7)文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号。(注1)及び(注3)参照)</p> <p>(8)本学の大学院において行う個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの及び平成25年(2013年)3月までに24歳に達するもの((注2)及び(注3)参照)</p>